

## 草の根国際交流支援事業に係る経費の取り扱い

### 1 報償費の助成について

基本的に講師やお手伝いしてくれる人（ボランティアスタッフやアルバイトスタッフ）の経費を対象とする。

### 2 交通費の助成について

基本的に講師やお手伝いしてくれる人（ボランティアスタッフやアルバイトスタッフ）の経費を対象とする。

### 3 賞品・記念品・土産代の助成について

協賛企業などへの記念品（返礼品）は、賞品・記念品・土産代には当たらず、「対象外事業費」に計上することとなる。

以上